

第1回「名古屋市犯罪被害者等支援条例（仮称）」検討懇談会の概要

- 1 開催日時 平成28年10月24日（月）午後3時から午後6時
- 2 開催場所 市役所西庁舎12階 第3会議室
- 3 議 題 (1) 名古屋市における犯罪被害者等支援の現状について（公開）
(2) 市政アンケートの結果について（公開）
(3) 他都市の状況について（公開）
(4) 犯罪被害者等ニーズ調査について（公開）
(5) 犯罪被害者等支援の検討課題について（公開）
(6) その他（公開）

4 出席者

（有識者 7名）

宇田 幸生	宇田法律事務所 弁護士
加藤 克佳	名城大学法学部 教授
青木 聡子	NPO 法人犯罪被害当事者ネットワーク緒あしす 代表
阪口 玲香	T A V 交通死被害者の会 会員
小島 きぬ子	被害者サポートセンターあいち 犯罪被害相談員
片岡 笑美子	名古屋第二赤十字病院 副院長兼看護部長
河合 博明	愛知県警察本部警務部住民サービス課犯罪被害者支援室 室長

（事務局 4名）

寺澤 雅代	市民経済局地域振興部 部長
河瀬 正訓	市民経済局地域振興部地域安全推進課 課長
藤嶋 克浩	市民経済局地域振興部 主幹（生活安全対策に係る連絡調整）
小田 聡	市民経済局地域振興部 主幹（交通安全対策に係る連絡調整）

5 傍聴者 1名

6 取材 2名

7 主な意見

【犯罪被害者等ニーズ調査について】

- 犯罪の種別については、記載方式より項目から選ぶ方式の方がよい
- 事件の概要を書くことが過度な負担になる場合があるので、「差し支えなければ」との文言を添えた方がよい
- 犯罪の種別によってニーズにも違いが出ると思うので、犯罪の種別ごとに集計を行った方がよい
- 対象者は名古屋市民に限る必要はないと思う
- 各犯罪被害者等支援機関（以下、各機関）でも被害者のニーズは把握しているので、各機関に対して調査を行ってもよい
- 他都市ですで行われている施策も参考にしつつ、ニーズ調査の結果を反映させる形で条例の検討をすすめた方がよい

【犯罪被害者等支援の検討課題について】

- 検討課題は相談窓口、経済的支援、精神的支援の3つでよいと思う
- 各機関の連携という点で、1つの窓口に行けば、各機関が持っている支援にもつながるような仕組みが望ましい
- 施策の対象をどうするかが課題である。財産犯まで対象とすると、件数が膨大になり、制度を維持できない恐れがある
- 財産犯は金銭的な被害に注目しがちだが、精神的にも大きな被害を受ける
- カウンセリングなどの心の支援については、対象者を広くした方がよい
- 精神的な被害については、犯罪との因果関係をどう証明するかという課題がある
- 犯罪情勢を他都市と比較することで、名古屋市の独自性や、必要な施策がみえてくる

第2回「名古屋市犯罪被害者等支援条例（仮称）」検討懇談会 会議概要

- 1 開催日時 平成28年12月16日（金）午後3時から午後4時30分
- 2 開催場所 市役所東庁舎5階 大会議室
- 3 議 題（1）名古屋市の犯罪情勢・交通事故発生状況について（非公開）
（2）犯罪被害者等ニーズ調査について（非公開）
（3）各機関・団体の犯罪被害者等支援施策について（非公開）
（4）その他（非公開）

4 出席者

（有識者 7名）

宇田 幸生	宇田法律事務所 弁護士
加藤 克佳	名城大学法学部 教授
青木 聡子	NPO 法人犯罪被害当事者ネットワーク緒あしす 代表
阪口 玲香	T A V 交通死被害者の会 会員
小島 きぬ子	被害者サポートセンターあいち 犯罪被害相談員
片岡 笑美子	名古屋第二赤十字病院 副院長兼看護部長
河合 博明	愛知県警察本部警務部住民サービス課犯罪被害者支援室 室長

（事務局 4名）

寺澤 雅代	市民経済局地域振興部 部長
河瀬 正訓	市民経済局地域振興部地域安全推進課 課長
藤嶋 克浩	市民経済局地域振興部 主幹（生活安全対策に係る連絡調整）
小田 聡	市民経済局地域振興部 主幹（交通安全対策に係る連絡調整）

5 非公開の理由

公開することで、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため

6 主な意見

【名古屋市の犯罪情勢・交通事故発生状況について】

- 犯罪が0件でない限り、支援は必要だと思う
- 申請主義ではなく、支援者側から被害者へ働きかける仕組みだとよいと思う
- 被害を受けたが警察に届けていない場合について、支援の対象とするか議論が必要だと思う

【犯罪被害者等ニーズ調査について】

- 性犯罪の被害者に直接アンケートをとるのは無理だと思う
- 犯罪被害者等支援機関等へのニーズ調査の方法を検討するとよいと思う

【各機関・団体の犯罪被害者等支援施策について】

- 被害を受けた時に、どこに相談すればよいかわからない人が多いと思う
- 犯罪被害者等支援に関する相談窓口と受けられる支援の一覧が必要だと思う
- 被害者が支援の手から零れないような仕組みがあるとよいと思う
- 相談窓口は重要な部分なので、よく検討する必要があると思う

第3回「名古屋市犯罪被害者等支援条例（仮称）」検討懇談会 会議概要

1 開催日時 平成29年2月13日（月）午後4時から午後6時

2 開催場所 市役所西庁舎12階 第18会議室

3 議 題

（1）名古屋市犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案について（非公開）

（2）その他（非公開）

4 出席者

（有識者 7名）

宇田 幸生	宇田法律事務所 弁護士
加藤 克佳	名城大学法学部 教授
青木 聡子	NPO 法人犯罪被害当事者ネットワーク緒あしす 代表
阪口 玲香	T A V 交通死被害者の会 会員
小島 きぬ子	被害者サポートセンターあいち 犯罪被害相談員
片岡 笑美子	名古屋第二赤十字病院 副院長兼看護部長
河合 博明	愛知県警察本部警務部住民サービス課犯罪被害者支援室 室長

（事務局 4名）

寺澤 雅代	市民経済局地域振興部 部長
河瀬 正訓	市民経済局地域振興部地域安全推進課 課長
藤嶋 克浩	市民経済局地域振興部 主幹（生活安全対策に係る連絡調整）
小田 聡	市民経済局地域振興部 主幹（交通安全対策に係る連絡調整）

5 非公開の理由

公開することで、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため

6 主な意見

【名古屋市犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案について】

- 条例の目的に安心して暮らせる安全な社会を実現するという言葉を入れるとよい。
- 心に寄り添うことが支援の基本だと思う。
- 条例の目的に施策を総合的かつ計画的に推進するという言葉を入れるとよい。
- 基本理念に二次被害の防止に関する内容を入れるとよい。
- 個人情報の適正な取扱いの確保を市の責務とした方がよい。
- 窓口には専門職が配置されるとよい。
- 市民等の責務として、犯罪被害者等を孤立させないようにすることを入れるとよい。

第4回「名古屋市犯罪被害者等支援条例（仮称）」検討懇談会 会議概要

1 開催日時 平成29年5月25日（木）午後4時から午後6時15分

2 開催場所 市役所東庁舎5階 大会議室

3 議 題

（1）犯罪被害者等ニーズ調査結果について（非公開）

（2）犯罪被害者等支援施策について（非公開）

（3）その他（非公開）

4 出席者

（有識者 6名）

宇田 幸生	宇田法律事務所 弁護士
青木 聡子	NPO 法人犯罪被害当事者ネットワーク緒あしす 代表
阪口 玲香	T A V 交通死被害者の会 会員
小島 きぬ子	被害者サポートセンターあいち 犯罪被害相談員
片岡 笑美子	性暴力救援センター日赤なごや なごみセンター長
三輪 康弘	愛知県警察本部警務部住民サービス課犯罪被害者支援室 室長

（事務局 4名）

杉浦 弘昌	市民経済局地域振興部 部長
阿部 将志	市民経済局地域振興部地域安全推進課 課長
藤嶋 克浩	市民経済局地域振興部 主幹（生活安全対策に係る連絡調整）
小崎 文子	市民経済局地域振興部 主幹（交通安全対策に係る連絡調整）

5 非公開の理由

公開することで、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため

6 主な意見

【犯罪被害者等ニーズ調査結果について】

- 回答数について実数そのものでなく、パーセンテージにしたほうがよい。
- 罪種別で回答に特徴があった項目については、公表は控えたほうがよい。
- 自由記載については弊害がないようにまとめられているが、もう少し膨らませたほうがよい。

【犯罪被害者等支援施策について】

- 殺人や傷害致死、強姦、それから死亡事故や重傷ひき逃げなどに係る被害者支援は発生時には警察が対応し、その後被害者の要望により、サポートセンターや市が対応すべき。
- 支援の手が伸びるようにするためには、たくさん窓口があって連携し漏れがないようし、誰もが相談に行けるという広報が必要。
- 何より市の窓口がやるべきは庁内調整。
- 区役所ごとに窓口を設置することは困難だろうが、区役所から総合支援窓口につなぐ方を配置できたら随分違うのでは。
- 他都市と比較すると転居関係や家賃補償、裁判関係費用、貸付金、立替金制度が項目として上がっていない。
- 立替金制度については、実際は支援金に近い性質で、返ってこないことを前提でやらざるを得ない。
- これだけの施策ができるのであれば、よく網羅されている。
- 見舞金について、もらえてよかったねという二次的被害につながる心配がある。
- 被害者ノートのようなリーフレット兼冊子のようなものを作成し、窓口で配布するとともに、一緒に書き込んだり、読んだりすることも大事。
- 今後のサポート体制に向けてお金を使うということが重要。
- 支援員を掘り起こしていけるような仕組みや広報が必要。

第5回「名古屋市犯罪被害者等支援条例（仮称）」検討懇談会 会議概要

1 開催日時 平成29年7月7日（金）午後5時15分から午後8時40分

2 開催場所 市役所東庁舎1階 第12会議室

※上記会議室に集合し、本庁舎6階会議室に移動して開催

3 議 題

- (1) 犯罪被害者等ニーズ調査結果について（非公開）
- (2) 名古屋市総合支援窓口（仮称）について（非公開）
- (3) 名古屋市犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子（案）について（非公開）
- (4) その他（非公開）

4 出席者

（有識者 7名）

宇田 幸生	宇田法律事務所 弁護士
加藤 克佳	専修大学法科大学院 教授
青木 聡子	NPO 法人犯罪被害当事者ネットワーク緒あしす 代表
阪口 玲香	T A V 交通死被害者の会 会員
小島 きぬ子	被害者サポートセンターあいち 犯罪被害相談員
片岡 笑美子	性暴力救援センター日赤なごや なごみセンター長
三輪 康弘	愛知県警察本部警務部住民サービス課犯罪被害者支援室 室長

（事務局 4名）

杉浦 弘昌	市民経済局地域振興部 部長
阿部 将志	市民経済局地域振興部地域安全推進課 課長
藤嶋 克浩	市民経済局地域振興部 主幹（生活安全対策に係る連絡調整）
小崎 文子	市民経済局地域振興部 主幹（交通安全対策に係る連絡調整）

5 非公開の理由

公開することで、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため

6 主な意見

【犯罪被害者等ニーズ調査結果について】

○この内容をもって公表していただければよい。

【名古屋市総合支援窓口（仮称）について】

○自治体の役割は中長期というイメージを持っている。

○名古屋市は早期の日常生活を中心とあるが、それに限っているわけではないので、これでよいと思う。

○名古屋市の役割に長期要支援者のフォローアップも入れたほうがよい。

○名古屋市と被害者サポートセンターあいち、愛知県の役割についてもう少し整理されるとよい。

○初期対応におけるメンタルサポートが、結果的に中長期的に影響を及ぼす。

○カウンセリングは愛知県警察及び被害者サポートセンターで行われており、センターでは早期だけではなく対応できている。

【名古屋市犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子（案）について】

○7番の日常生活の支援について、精神的支援という言葉の対語は経済的支援で、その中で特に重要なものが日常生活ならば、経済的支援という表現がふさわしいのでは。

○骨子としてはこの13項目として、各項目の条文の中で内容を充実させていく方向で検討を進めていく。

○二次的被害の定義における正当な理由なくについて、職務上の対応等において正当であるか、否かということは決めるにくいところがあり、また正当な理由であったらいいというわけでもないので、文言としてはないほうがよい。

○できれば条文に計画や連携強化に関するものの他、窓口に専門職を置く、具体的な施策として見舞金や支援金、立替制度、また給食の制度のように他都市でやっていないことも明記していただきたい。

- 今の条文素案では施策を見直すようには読めない。条例は市民のためのものだと思うので、見直しが含まれているのであれば分かるように書いたほうがいい。
- 条文については具体的に書くことにより縛られるが、その縛られるのがいい意味で縛られる場合と、縛られることによって機動的でなくなるという部分の両方があるので、詳しく書くことが直ちにいいとは思わない。
- 条文素案について基本理念と市の責務で重複している内容もあるので、スマート化、分かりやすくするということが必要。
- 今回、性犯罪（旧強姦罪）を対象としたことは、ある意味すごく画期的だと思う一方、それでも結局救えない人が相当おり、そこは引っ掛かる。

第6回「名古屋市犯罪被害者等支援条例（仮称）」検討懇談会 会議概要

1 開催日時 平成29年8月21日（月）午後4時00分から午後6時45分

2 開催場所 市役所西庁舎12階 第10会議室

3 議 題

（1）名古屋市犯罪被害者等支援条例（仮称）案について（非公開）

（2）犯罪被害者等支援全般について（非公開）

4 出席者

（有識者 7名）

宇田 幸生	宇田法律事務所 弁護士
加藤 克佳	専修大学法科大学院 教授
青木 聡子	NPO 法人犯罪被害当事者ネットワーク緒あしす 代表
阪口 玲香	T A V交通死被害者の会 会員
小島 きぬ子	被害者サポートセンターあいち 犯罪被害相談員
片岡 笑美子	性暴力救援センター日赤なごや なごみセンター長
三輪 康弘	愛知県警察本部警務部住民サービス課犯罪被害者支援室 室長

（事務局 4名）

杉浦 弘昌	市民経済局地域振興部 部長
阿部 将志	市民経済局地域振興部地域安全推進課 課長
藤嶋 克浩	市民経済局地域振興部 主幹（生活安全対策に係る連絡調整）
小崎 文子	市民経済局地域振興部 主幹（交通安全対策に係る連絡調整）

5 非公開の理由

公開することで、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため

6 主な意見

【名古屋市犯罪被害者等支援条例（仮称）案について】

- 第4条の市の責務について、支援のための施策が早い段階から継続していく感じが出るという。
- 第6条に関して、人の配置がどれだけ重要かということを、今後も引き継いでいただきたい。
- 第11条の意見の聴取について、定期的に、継続的にということを条文もしくはその他資料に入れて欲しい。
- 色々と意見があったが、第4条の市の責務については、他都市のようにシンプルな文言とする方向性で進めていく。

【犯罪被害者等支援全般について】

- 支援金について、犯罪被害者等給付金との調整は出てくるのか、どれくらいの件数を想定しているのか、また強制性交等罪等の件数を加味しているのか。
- 見舞金について、犯罪被害者等給付金との調整は出てくるのか、自賠責との関係はないか、どれくらいの件数を想定しているのか。
- 見舞金について、明石市でも立替である中、債務名義を取得したらそれに対して給付金を出すという、革命的な制度だと思う。
- 諸外国で行われているような、加害者から受けられない賠償を国が被害者に補填し、国は加害者に対する債務名義を取得し、加害者に求償するという構成をとることは考えていないのか。
- 見舞金について、賠償が全額受けられないということだけでなく、一部だけしか受けられない場合はどうなるのか。
- 経済的支援については、被害届が出ていないと支援が受けられないのか。
- 被害者団体は、被害者に対し支援するだけの団体でなく、関係機関等から支援を受けなければならない団体である。
- 全てを総合支援窓口で対応していくことは困難。関係機関と連携をとると思うが、関係機関が集まる定期的な会議を持つようにし、支援の振り返りを行うなど、次につなげていく形をとってほしい。
- 支援者の支援はとても大事で、窓口担当が長く続けてもらうことも重要。

- 広報する際には、被害者の方が見たときに支援の全体像が分かるようにしてほしい。
- 交通犯罪は一般市民の方が加害者の立場に立った見方をすることが特徴で、それによって二次被害を受けることが多いので、二次被害防止を市民や関係機関に啓発してほしい。
- 今後、カウンセリングの需要がもっと増えてくると思う。
- 性暴力を加味して考えたことは前進だが、警察に相談できない被害者が多い中で、被害を受けたということに寄り添ってもらいたい。
- それぞれの専門性を活かしてやっていける仕組みづくりを検討してほしい。
- 被害者は支援を必要とする立場だが、各機関に意見を届けていく面もある。
- 国の給付金の現状を鑑み支援金の額も考えてもらいたい。
- 形ができてひとつ前進だが、これまで検討を重ねてきた中での意識や思い、支援の質をキープするということを共有してほしい。
- よい条例ができそうなので、これを実現できるような運用を確保してほしい。
- 1つのフロアに関係機関が集まる総合支援窓口を完成型であるとすれば、そこを目指して、やれることを1つずつ進め、引き続き検討いただきたい。